

# こんな制度があります

## 特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当とは、家庭で介護されている心身に障害のある児童(20歳未満)の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母または養育者に対して支給される手当です。



### 手当を受ける手続き

- ①請求者と対象児童の戸籍の謄本または抄本
  - ②世帯全員の住民票の写し
  - ③障害認定診断書(役場福祉課)にあります。
- 役場福祉課へ次の書類を添えて、請求の手続きをしてください。

手当を受けることができる方は、身体障害手帳や療育手帳は、身体や精神に「障害等級表」に該する程度の障害のある児童の父か母、または父母に代わって児童を養育している方です。父母が共に児童を監護している場合は、主として生計を維持している方に支給されます。次のような場合は手当が支給されません。

#### ①児童

イ、日本国内に住所がないとき

ロ、障害を支給事由とする年金を受給できるとき

ハ、「障害等級表」に該当する障害を有しなくなったとき

二、児童福祉施設や心身障害者援護施設に入所したとき

②父母または養育者(受給者)がイ、日本国内に住所がないとき

### 手当を受給できる方

イ、身体障害手帳や療育手帳を持つている場合は省略できます。ロ、知的障害の診断については、できる限り児童相談所、精神科の診療経験を有する医師に依頼してください。

④その他必要な書類※印鑑を必ず持参してください。

手当の支払い

知事の認定を受けると、認定請求した月の翌月分から手当が支給されます。

支払月の前月までの分(例えば12月3月分が4月期に)が、受給者が指定した郵便貯金口座に振り込まれます。振込の日は毎月11日ですが、11日が土・日や祝日にあたる場合は、順次繰り上がり支給になります。

この手当は児童の数と級に応じて支給されます。

### 児童1人あたりの月額

1級 (重度障害児)	2級 (中程度障害児)
50,350円	33,530円

(平成7年4月現在)

## 消防署からのお願い

### 油流出事故防止について

最近県内において、危険物タンクから油類が流出するといった事故が発生しています。

流出事故は、災害の危険のみならず、上水道、農工業用水、

水産資源などにも悪影響を及ぼす恐れがあり、また、流出した

油の回収、除去には多くの費用

と労力を要することになります。

そこで、これらの事故の実態から、特に野菜ハウスなどで暖房用燃料に油を使用されている方

方は、次の事項について注意い

ただきたくご協力をお願いしま

す。

○灯油200リットル以上、重油400リットル以上を貯蔵し、

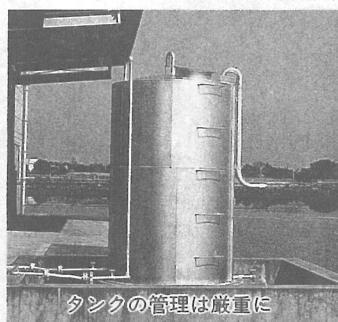
又は取り扱う場合は、届出が必要となりますので、済んでいない方は速やかに届出ください。

○油タンクの地盤面の周囲には、

油が漏れても流出しないように油堤を設置することになつて

方(配偶者等)の前年の所得が限度額以上である場合は、手当の支給が停止されます。

### 所得による 支給制限



●問合せ先 八日市場市外三町消防組合予防課(☎72-0119)

○タンクは、地盤などにより容易に転倒又は落下しないよう

設置してください。

○万が一、流出事故が起きてしまつた場合は、直ちに消防署及び役場までご連絡ください。

○タンクは、地盤などにより容易に転倒又は落下しないよう

設置してください。

○万が一、流出事故が起きてしまつた場合は、直ちに消防署及び役場までご連絡ください。

○タンクは、地盤などにより容易に転倒又は落下しないよう

設置してください。

○タンクは、地盤などにより容易に転倒又は落下しないよう

設置してください。